

訴 状

平成27年3月27日

原告 八木啓代

東京地方裁判所民事部御中

(送達場所)

東京都

原告 八木啓代

(送達場所)

埼玉県

被告 黒藪哲也

(送達場所)

東京都

被告 志岐武彦

損害賠償等請求事件

訴訟物の価格 金200万円
貼付印紙額 金1万5000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、~~連帯して~~ 金200万円およびこれに対する本訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告黒藪哲也は、原告に対し、甲1号証の記事を削除した上、別紙の謝罪広告を、株式会社さくらフィナンシャルニュースが発行するさくらフィナンシャルニュースに別紙の掲載条件で、1回掲載せず。
- 3 被告志岐武彦は、謝罪広告内容をブログに掲載し、3目間にわたり、最低10回、該当謝罪広告を紹介するツイートを行え。
- 4 訴訟費用は、被告の負担とする。
との判決ならびに第1項につき仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

1. 当事者

(1) 原告は、音楽家として、メキシコを中心に中南米で活動し、現地で3枚のCDを発売し、またテレビやラジオなどに出演しているほか、日本では作家として、主に、ラテンアメリカとの比較文化を主題に講談社、文藝春秋社、光文社等から10冊以上の書籍や対談本を上梓している。また、2010年に、大阪地検特捜部証拠改竄事件に大きな問題意識を持ったことから、「健全な法治国家のために声をあげる市民の会」という名称の市民団体(以下当会とする)を結成し、代表をつとめている。

(2) 被告黒藪哲也はフリーのジャーナリストである。被告志岐武彦は「一市民が漸る」なるブログを運営し、4219takeというIDでツイッターを行い、「第五検察審査会架空説」を唱える「最高裁の罷」なる書籍を出版している。

2 被告らによる名誉毀損行為

(1) 被告黒藪哲也は、平成27年3月12日の「さくらフィナンシャルニュース」において、「【特報】『志岐武彦VS八木啓代』の名誉毀損裁判、背景に疑惑の小沢一郎検審をめぐる見解の違い」と第する見出しの記事(以下本件記事)で、平成26年(ワ)第25111号損害賠償請求事件に関し、以下のように記述した。(甲1号証。以下本件記述。また、個別に言及する際は、本件記述①、本件記述②などのようにいう)

①ところがその直後から、小沢検審は「架空」の審査会で、最高裁事務総局が仕組んだ謀略ではないかという噂が広がり、週刊誌や夕刊紙がこの問題を報じた。そこで志岐氏は、情報公開制度を利用して、「役所」からさまざまな内部資料を多量に入手した。そして「市民オンブズマンいばらき」の石川克子事務局長(当時)の協力を得て、資料を分析。その結果、「架空」と推論するに値する十分な裏付けを得たのである。

ところが八木氏は、志岐氏に対してツイッターを使って攻撃をはじめた。その中で八木氏は、志岐氏の説が「妄想」であるとして批判を繰り返した。

②小沢検審が「架空」であったと推論するだけの十分な根拠が明らかになっているうえに、八木氏の表現に(精神)病院か教会に行けといった侮辱的な表現もあり、

(2) 上記記事を執筆するにおいては、被告志岐武彦の協力が不可欠であり、かつ、この記事が出て数分後から、被告志岐武彦は執拗なツイートを十数回にわたって行い、この事実に反する記事の拡散を行った。(甲2号証)

(3) 本件記事に署名はないが、その内容から、小沢一郎氏に二度目の起訴相当議決を出した第五検察審査会が、実際には行われておらず、架空であったと共に主張する被告黒藪哲也が執筆したものであることは状況から明らかである。また、被告黒藪哲也は「さくらフィナンシャルニュース」の編集長であり、被告黒藪哲也の意に反して記事を掲載することはできないことからも、被告黒藪哲也には編集責任が存在する。

3 本件記述の前提事実の虚偽性

(1) 本件記述①は、原告が被告志岐武彦を批判するツイートを行ったのは、第五検察審査会が架空であるという、証明された既定事実があるにもかかわらず、一方的に根拠なく批判を行ったかのように記載したものである。

しかし、そもそも、「第五検察審査会架空説」は荒唐無稽と言うべき説であり、世間一般に認められているとは言えない上、この説が破綻していることは、平成26年(ワ)第25111号損害賠償請求事件の公判中に、すでに原告によって合理的に証明されているものである。

①被告志岐武彦自身も、そもそも一貫して「架空議決」説をとってきたわけではない。

「起訴議決」が出た当初は「架空議決」説を取っていたものの、2011年11月8日のブログでは「仮説2：審査員を選ばず、事務局で議決文を作成して発表した（架空議決説）」評価：審査をやったという証拠がでてきたので、この仮説も没」とはつきり、自ら否定している。(甲3号証)にもかかわらず、それが2012年の4月ごろから再び「架空議決」説を復活させ、固執するようになった。

②検察官適格審査会の委員となった法曹や国会議員には、この該当時期の第五検察審査会の審査員名簿（住所・氏名・日当及び交通費支払先）も公開されている。原告は検察官適格審査会委員であった森裕子元参議院議員、川内博史元衆議院議員から、その事実を確認している。万が一、検察審査会が架空であるならば、それらの開示された住所氏名もすべて架空であり、また、支払先も架空口座であることになるが、現在の日本では、架空口座を作ることが犯罪であることは言うまでもなく、架空口座を作ること自体が簡単なことではなく、また、人事異動も頻繁に行われる裁判所内的一部署に過ぎない検察審査会事務局事務員全員が共謀して、虚偽書類を大量に作成しただけではなく、架空口座までを作成するといった犯罪行為に加担したということも荒唐無稽であり、したがって、その点だけで、論理的に、架空議決説は否定できる。したがって、架空議決説を否定することは、誹謗中傷でもなければ虚言でもない。

③また、被告志岐武彦自身、この名簿をある国会議員に見せられたという立会人の第三者によるブログ記事(甲4号証)があり、すなわち、被告志岐武彦自身、架空議決でないことを知りながら、自説に固執していることは明らかである。

④検察審査会架空議決説の、もう一つの致命的な欠点は、検察審査員は、案件毎ではなく期間で選任されるという事実である。しかも、審査員は半分ずつ3ヶ月で入れ替わるため、したがって、小沢氏の起訴相当を出した審査会が架空であるならば、当時の第5検察審査会の審査した案件は9ヶ月にわたって、同様にすべて架空議決であり、関連書類もすべて虚偽公文書であったということになり、また、その間、審査員が不在であったとすれば、その審査員の半数毎の入れ替わりも不自然なものとなる。

この矛盾点に関して、被告らは、第5検察審査会を新設して以来、小沢事件の審査が終了するまでの2010年まで審査員を配置しなかったとするが、第5検察審査会が新設された2009年5月には、いわゆる陸山会事件そのものがはじまっている。いわゆる陸山会事件といわれるものの捜査が始まったのは2010年1月のことであり、2009年5月以来の第5検察審査会の審査のすべてが架空であり、陸山会事件における強制起訴を仕組むために、虚偽書類が作られ続けていたとするのは、いわゆる陰謀論というべきものであり、また、そこまでのことを最高裁事務総局が行って起訴に持ち込もうとしていたと仮定するならば、小沢一郎氏の裁判において一審・二審共に無罪判決が出たという事実と矛盾し、現実問題として、荒唐無稽であると言わざるを得ない。

(2) 原告が被告志岐武彦を批判したツイートは、主として「第五検察審査会架空説」に関してではなく、被告志岐武彦が、無断で原告の名前を用い、「原告が、検察書類インターネット流出事件の犯人を知っている」という悪質な虚言を知人などに拡散したことに対してであることが主要な理由であったにもかかわらず、その事実は一切記載せず、「検察審査会会架空説のみに対する攻撃」に対して、突然攻撃を行ったかのように書いた点について、本件記述①は明確な虚偽報道である。

①原告は2013年5月20日に

「ツイッターで書けないことをお伝えしておきます。捏造報告書の件ですが、ロシアサーバーを通じて八木さんに捏造報告書を流した者を私はよく知っています。名前素性は本人及び私の身の安全のため明かせません。森ゆうこ議員ととても近い人だけ言っておきます。森議員は自分の本でも『ロシアサーバーから流れた』ととぼけていますが、森議員はこのことを知っているはずです。いや森議員が流させたのかも知れません。森ゆうこ議員に近い方が何故ねつ造報告書を流したかは、敢えて私から申し上げません。想像すればわかることだと思います。電話でなら、詳しいことをお話しできると思います。」

という電話を促すメール(甲5号証)を受け取ったが、まったく信憑性のない内容であったので、電話はせず、メールで何度かのやり取りを行った。これは、原告が被告志岐武彦の主張に反論し、相手にしない旨の内容であった。(甲6号証)

②言うまでもなく、当時の小川法務大臣自らの大号令で警察が全力を挙げて捜査している事件の犯人を、被告志岐武彦が知っているというのは常識的に考えられず、また、根拠があるなら、警察に届けるべき事柄である上、単に、被告志岐武彦のごく狭い知人関係の中に「IT関係者」が一名しかいないことと、その前に、被告志岐武彦が自費出版した「最高裁の罷」という書籍の販売に、森ゆうこ議員が協力しなかったことを逆恨みしているという噂が届いていたため、これが事実無根の誹謗中傷であることはほぼ明らかであった。

③しかし、その後、6月30日になって、当「健全な法治国家のために声をあげる市民の会」の総会の懇親会席上において、一会员(当时)であり、且つ、被告志岐武彦と親しい関係であった訴外石川克子が、「私はインターネット流出事件の犯人を知っている。八木会長も知っているそうだ」と得意げに吹聴していたので制止したという驚くべき事実を、同じテーブルについていた当会理事から、総会終了直後に聞いた。その場で緊急理事会となり、理事たちからいつたいどういうことかと問われたことで、原告も大変驚き、まったく身に覚えはなく事実無根であることを他の理事たちに説明するとともに、翌日すぐ、訴外石川克子に発言の内容に関する質問のメールを送ったところ、

「八木さんは知っているというのは志岐さんから聞きました。以前志岐さんが八木さんとお話をされた時『私も知っていますよ』と言われたとか。」

と、石川からの返事(甲7号証)が届いた。当然ながらそのような事実はなく、訴外石川も、後にメールで「志岐さんが私に嘘をついたということになります。」と認めている。(甲8号証)

④被告志岐武彦がインターネット流出犯を知っているので連絡をしたいとメールをしてきた5月20日以後、原告は被告志岐武彦とは個人的に会ったことはなく、むろん電話等で話もしていない。ましてや、この事件に森ゆう子氏やその知人が関わっている可能性については、原告はメールでもはつきり否定しているのに、被告志岐武彦は原告と話し、さらに原告が被告志岐武彦の荒唐無稽な主張を肯定したかのように、第三者にメールなどで虚言もしくは妄想を配布し、さらに、それを信じた人物がそれを多数の人間が集まる総会の場において吹聴・拡散を試みるという事態が起こっていたのである。

これは、原告の名誉や社会的信用を毀損するものであり、原告が被告志岐武彦の虚言について公に言及し、被告志岐武彦の主張に何ら信頼性がないものであることを公言せざるを得なくなつたのは、自衛的にやむを得ないものであった。

⑤上記事情により原告が被告志岐武彦に関し、「志岐さんがある方に送ったメールの中で、私が話したこととして、まったく事実無根なことが書かれているのを確認しています。嘘でなければ妄想でしょう」「志岐氏は、他の人に送ったメールでは、私と直接会つて話し、私も『それは知っていた』と認めたと書いているのである。私は志岐氏になど会つてはいないし、ましてや認めるはずもない。すべて妄想なのである」とツイートしたにも関わらず、本件記述において、被告黒藪哲也は、原告が検察審査会架空説に関してのみ、理由もなく攻撃のツイートを行つたかのように記述した。

(3) さらに、本件記述②は、原告の「病院に行く」という表現に対して、あえて「(精神)病院」とつけることによって、原告の意図を改ざんしたものである。

(4) 被告らは、原告のツイートの目的が、主として、被告志岐武彦による虚偽の拡散に対するものであることを知りながら、意図的に事実を歪曲し、原告の批判が「第五検

察審査会架空説」のみに対するものであるとして虚偽内容の記事の執筆・掲載を行った。

さくらフィナンシャルニュースは、旧さくら銀行とも現三井住友グループとも関係のないメディアではあるが、総合ニュースポータルサイトとして、個人ブログやツイートなどとは比較にならない社会的影響力を持つている。

したがって、本件は、まことに悪質な名誉毀損事件であって、かつ、被告黒藪哲也にはジャーナリストとしての基本的素養が決定的に欠けているというほかない。

4 原告の損害

原告は、本件記事によって著しくその信用と名誉を傷つけられたが、これを金額に見積もると、200万円を下回ることはない。また、被告志岐武彦が原告に対して行っている訴訟も濫訴というべきものである。

第3 結語

よって、原告は、被告らに対し、請求の趣旨記載の判決を求めて本件訴訟を提起する。